を

受益者（特定障害者）	ふりがな 氏名	㊞
	住所又は居所	
	特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別	1　特別障害者　　2　1以外の特定障害者

に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「用紙　日本工業規格Ｂ６」を「用紙　日本工業規格　Ａ４」に改め、同号書式備考一中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「特別障害者（」を「特定障害者（」に、「特別障害者」」を「特定障害者」」に改め、同号書式備考二一中「特別障害者」を「特定障害者」に改め、同号書式備考二六中「上記４」を「上記５」に、「上記５」を「上記６」に改め、同号書式備考二六を同号書式備考二七とし、同号書式備考二五中「第４条の13第２項」を「第４条の14第２項」に、「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に改め、同号書式備考二五を同号書式備考二六とし、同号書式備考二四を同号書式備考二五とし、同号書式備考二三イ中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同号書式備考二三ニ中「第25条」を「第26条」に改め、同号書式備考二三を同号書式備考二四とし、同号書式備考二二を同号書式備考二三とし、同号書式備考二一の次に次のように加える。

２　「受益者」の欄の「特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別」の項は、この申告書を提出する特定障害者の特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別に応じ、該当する事項を○で囲むこと。

第一二号書式中

受益者（特別障害者）	ふりがな 氏名	㊞
	住所又は居所	

を

受益者（特定障害者）	ふりがな 氏名	㊞
	住所又は居所	

に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「用紙　日本工業規格Ｂ６」を「用紙　日本工業規格　Ａ４」に改め、同号書式備考一中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、「（以下この書式において「取消し等」という。）」を削り、「により当該契約」を「（以下この書式において「取消し等」という。）により当該特定障害者扶養信託契約」に、「特別障害者が」を「特定障害者が」に改め、同号書式備考二一中「特別障害者」を「特定障害者」に改め、同号書式備考二四イ中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同号書式備考二四ハ中「第25条」を「第26条」に改め、同号書式備考二五中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改める。

第一三号書式中

受益者（特別障害者）	ふりがな 氏名	㊞
	住所又は居所	

を

受益者（特定障害者）	ふりがな 氏名	㊞
	住所又は居所	

に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「用紙　日本工業規格Ｂ６」を「用紙　日本工業規格　Ａ４」に改め、同号書式備考一中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「当該契約」を「当該特定障害者扶養信託契約」に、「特別障害者が」を「特定障害者が」に改め、同号書式備考二一中「特別障害者」を「特定障害者」に改め、同号書式備考二五中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改める。

第一四号書式中

受益者（特別障害者）	ふりがな 氏名	㊞
	住所又は居所	

を

受益者（特定障害者）	ふりがな 氏名	㊞
	住所又は居所	

に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「用紙　日本工業規格Ａ６」を「用紙　日本工業規格　Ａ４」に改め、同号書式備考一中「特別障害者」を「特定障害者」に改め、同号書式備考二一中「特別障害者」を「特定障害者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（書式に関する経過措置）

第二条　改正後の相続税法施行規則（次項において「新規則」という。）第一号書式から第四号書式までは、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。）第三条の規定による改正後の相続税法第二十一条の四、相続税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十三号。以下「改正令」という。）による改正後の相続税法施行令第四条の十四、第四条の十五又は第四条の十六の規定により提出するこれらの規定に規定する障害者非課税信託申告書、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書及び障害者非課税信託に関する異動申告書について適用し、施行日前に改正法第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四、改正令による改正前の相続税法施行令